

## (1) 土木学会表彰規程

昭和40年7月23日	制 定	平成11年11月26日	一部改正
昭和53年5月12日	一部改正	平成12年9月14日	〃
昭和57年4月27日	〃	平成13年9月7日	〃
昭和59年11月22日	〃	平成14年4月26日	〃
昭和60年9月22日	〃	平成16年4月23日	〃
昭和61年9月26日	〃	平成16年6月18日	〃
平成元年9月22日	〃	平成17年9月16日	〃
平成2年9月28日	〃	平成18年9月15日	〃
平成3年9月27日	〃	平成19年9月7日	〃
平成5年11月26日	〃	平成20年9月5日	〃
平成7年4月21日	〃		

### (総 則)

第1条 この規程は、土木学会細則第41条に規定する土木学会賞（総称）について定める。

### (賞の構成)

第2条 土木学会賞は、次に掲げる各賞により構成される。

- (1) 功績賞
- (2) 技術賞
- (3) 環境賞
- (4) 論文賞および論文奨励賞
- (5) 吉田賞
- (6) 田中賞
- (7) 技術開発賞
- (8) 出版文化賞
- (9) 国際貢献賞および国際活動奨励賞
- (10) 技術功労賞

### (募集、選考および表彰方法)

第3条 土木学会賞に含まれる各賞の募集および選考にかかる業務を行うため、表彰委員会（以下「委員会」という。）および各選考委員会を設置する。委員会および各選考委員会の活動については、別に定める。

- 2 土木学会賞受賞者等は、委員会の推薦に基いて理事会で決定し、原則として毎年通常総会において表彰する。

### (功績賞)

第4条 功績賞は、本会会員であって、土木工学の進歩、土木事業の発達、土木学会の運営に顕著な貢献をなしたと認められた者に授与する。

### (技術賞)

第5条 技術賞は、グループ：具体的なプロジェクトに関連して、土木技術の発展に顕著な貢献をなし、社会の発展に寄与したと認められる計画、設計、施工または維持管理等の画期的な個別技術（情報技術、マネジメント技術を含む）および グループ：土木技術の発展に顕著な貢献をなし、社会の発展に寄与したと認められる画期的なプロジェクトに授与する。

### (環境賞)

第6条 環境賞は、グループ：土木技術・システムを開発・運用し、環境の保全・創造に貢献した画期的な業績およびプロジェクト、 グループ：環境の保全・創造に資する概念形成・理論

構築等に貢献した先進的あるいは国際的な土木工学的研究に授与する。

(論文賞および論文奨励賞)

第7条 論文賞は、本会個人会員(海外の協力協定学協会の個人会員は本会会員とみなす)であって、原則として、土木学会誌、土木学会論文集、その他土木学会の刊行物に研究、計画、設計、施工、考案などに関する論文を発表し、独創的な業績を挙げ、これが土木工学における学術・技術の進歩、発展に顕著な貢献をなしたと認められる優れた単一の論文に授与する。

- 2 論文奨励賞は、本会個人会員(海外の協力協定学協会の個人会員は本会会員とみなす)であって、原則として、土木学会誌、土木学会論文集、その他土木学会の刊行物に研究、計画、設計、施工、考案などに関する論文を発表し、これが土木工学における学術・技術の進歩、発展に寄与し、独創性と将来性に富むものと認められた若手研究者で、受賞者の年齢が受賞年の4月1日現在で満36歳未満である者に授与する。ただし、候補論文は候補者が筆頭著者の単一の論文とする。

(吉田賞)

第8条 吉田賞は、次の2部門に分けて授与する。

- (1) 研究業績部門：コンクリートに関する技術の進歩、発展に顕著な業績を挙げたと認められる者を対象とし、各種刊行物に発表された論文、設計・施工・計画・考案などの報告等を参考とする。受賞候補者は本会会員の個人とする。
- (2) 論文部門：土木学会の刊行物に発表されたコンクリートに関する論文、報告等で、コンクリート工学の発展に大きく貢献したと認められるものを対象とする。受賞候補者は本会会員の個人またはその複数とする(ただし、海外の協力協定学協会の個人会員は本会会員とみなす)。

(田中賞)

第9条 田中賞は、次の3部門に分けて授与する。

- (1) 研究業績部門：橋梁に関する技術の進歩、発展に顕著な業績を挙げたと認められる者を対象とする。受賞候補者は本会会員の個人とする。
- (2) 論文部門：土木学会刊行物に発表された論文、報告の中で、計画、設計、製作・施工、維持管理、考案、歴史などに関連して橋梁工学の発展に大きく貢献したと認められた論文を対象とする。受賞候補者は本会会員で、個人またはその複数とする(ただし、海外の協力協定学協会の個人会員は本会会員とみなす)。
- (3) 作品部門：橋梁およびそれに類する構造物の新設または改築で、計画、設計、製作・施工、維持管理などの面において特色を有する作品を対象とする。なお、構造物に適用された特殊な技術、革新的な技術も作品とみなす。また、規模の大小は問わない。

(技術開発賞)

第10条 技術開発賞は、計画、設計、施工、または維持管理等において、創意工夫に富むと認められる技術(情報技術、マネジメント技術を含む)を開発、実用化し、土木技術の発展を通じて、社会に貢献したと認められる者に授与する。

(出版文化賞)

第11条 出版文化賞は、土木に関連する出版物で、土木工学・土木技術の発展に貢献し、あるいは読者に感銘を与えることにより、土木文化活動の一環となりうると認められた出版物の著者を対象とする。

(国際貢献賞および国際活動奨励賞)

第12条 国際貢献賞は、海外における土木工学の進歩発展あるいは社会資本整備に貢献し、現地で高く評価された日本人、並びに日本の土木工学の発展あるいは日本の土木技術の国際交流に貢

献したと認められた外国人に授与する。

- 2 国際活動奨励賞は、海外における土木工学の進歩発展あるいは社会資本の整備において、現地国での土木技術の発展に独創性をもって寄与し、国際貢献への活動が今後とも期待される日本人で、受賞年の4月1日現在で満50歳以下の者に授与する。

(技術功労賞)

第13条 技術功労賞は、長年にわたり人目につきにくい業務に従事し、地道な実務の積み重ねを通じて土木工学の進歩発展に功労があった者に授与する。受賞候補者は個人とし、本会会員の資格の有無を問わない。

(選考委員会)

第14条 土木学会賞のうち功績賞および技術賞を除く土木学会賞の選考にかかる作業を行うため、次の選考委員会を置く。

各選考委員会は、選考結果を委員会に上申する。

- (1) 環境賞選考委員会
- (2) 論文賞選考委員会
- (3) 吉田賞選考委員会
- (4) 田中賞選考委員会
- (5) 技術開発賞選考委員会
- (6) 出版文化賞選考委員会
- (7) 国際貢献賞選考委員会
- (8) 技術功労賞選考委員会

- 2 各選考委員会の構成、運営、その他については、別に内規で定める。

附 則

この規程は、理事会の議決により変更することができる。

第5条の変更規定は、昭和60年度から実施する。

第6条および第9条の変更規定は、平成3年度から実施する。

第2条、第7条、第10条、第11条、第12条および第13条の変更規定は、平成5年度から実施する。

第5条の(2)の変更規定は、平成7年度から実施する。

第5条の(2)の変更規定は、平成10年度から実施する。

第11条の変更規程は、平成10年度から実施する。

第2条および第13条の(2)は、平成11年度から施行する。

第6条、第7条および第8条の(2)は、平成12年度から施行する。

第11条の第2項は平成13年度から施行する。

第13条の変更規程は、平成14年度から施行する。

第7条の(2)の変更規程は、平成17年度から実施する。

第5条および第8条の(3)の変更規程は、平成18年度から実施する。

平成19年9月7日理事会議決の変更規程は、平成19年9月7日から施行する。

平成20年9月5日理事会議決の変更規程は、平成20年9月5日から施行する。